

令和2年5月27日

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会  
会員事業者各位

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会  
会長 鵜田 勝彦

新型コロナウイルスの影響を踏まえた保安規程に基づく巡視・点検等の頻度の緩和措置について

拝啓

会員事業者におかれては日頃より協会活動にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、ガス事業法における自主保安の一環としての保安規程に基づく巡視・点検等について、今般、標記に掲げる緩和措置を下記要領に基づき事業者判断により実施して下さい。なお、本件は新型コロナウイルスの影響等、災害その他非常の場合において巡視・点検等の作業の実施が困難と判断した場合に適用するものです。

(本資料については、経済産業省ガス安全室にも確認済みです。)

敬具

記

新型コロナウイルスの影響を踏まえた保安規程に基づく巡視・点検等について

新型コロナウイルスの影響により下記に掲げる状況下で通常の巡視・点検等が困難な場合は、所轄の産業保安監督部に①保安規程の変更及び②臨時計画を策定し届け出るものとする。

1. 通常の巡視・点検等が困難な場合

- ① 巡視・点検に係る要員の感染防止の観点から、人員を削減せざるを得ない場合
- ② 点検業務等に係る自社又は委託先作業場で感染が発生し当面の業務が困難となった場合
- ③ 行政による作業停止要請が発生した場合 など

2. 保安規程の変更及び臨時計画の策定について

保安規程の変更及び臨時計画の策定については、添付解説及び別添例を参照

以上

1. 保安規程の変更（協会モデル）

添付

保安規程の変更箇所は以下のとおりです。（別表第2のタイトルの下に（注）を追加する。）

【現 行】	【変 更 後】
<p>別表第2-1（遠隔監視システムを設置していない特定製造所の場合）</p> <p>ガス工作物の維持のための巡視・点検・検査（法令で定める定期自主検査を含む。）の頻度及び内容（第14条関係）</p>	<p>別表第2-1（遠隔監視システムを設置していない特定製造所の場合）</p> <p>ガス工作物の維持のための巡視・点検・検査（法令で定める定期自主検査を含む。）の頻度及び内容（第14条関係）</p> <p><u>（注）災害その他非常の場合において実施が困難な場合には、本表によらず、別に定める臨時計画に基づき実施することができる。ただし、法令で定める項目は、その取扱いによる。</u></p>
<p>別表第2-2（遠隔監視システムを設置した特定製造所の場合）（注1）</p> <p>ガス工作物の維持のための巡視・点検・検査（法令で定める定期自主検査を含む。）の頻度及び内容（第14条関係）</p>	<p>別表第2-2（遠隔監視システムを設置した特定製造所の場合）（注1）</p> <p>ガス工作物の維持のための巡視・点検・検査（法令で定める定期自主検査を含む。）の頻度及び内容（第14条関係）</p> <p><u>（注）災害その他非常の場合において実施が困難な場合には、本表によらず、別に定める臨時計画に基づき実施することができる。ただし、法令で定める項目は、その取扱いによる。</u></p>

## 2. 臨時計画の作成等について

### (1) 臨時計画に定める事項

- ① 頻度等の緩和が必要な設備の種類
- ② 変更前後の頻度等

ただし、調整器出口に設ける自記圧力計のチャート紙交換の周期（通常1週間）は臨時計画対象外とする。

### ③ 変更理由・内容（主な例示は以下のとおり。）

- ・感染防止の観点からの作業員縮小
- ・作業要員の確保が困難
- ・点検業務に係る自社又は委託先作業者が感染し業務が困難
- ・行政の作業停止要請が発生 等

なお、上記の状況説明に加え、点検頻度設定の考え方、緊急保安等の安全確保等を記載する。

### (2) 臨時計画の延長

届け出た臨時計画の終了予定日に至っても状況が改善されない場合には、臨時計画の延長を所轄産業保安監督部に申し出ること。

### (3) 臨時計画終了後の措置

所轄産業監督部に届け出た臨時計画が終了した際には、その旨を報告する。

以上